

第51回 統計委員会 議事録

- 1 日 時 平成23年11月18日（金）15：00～15：41
- 2 場 所 中央合同庁舎第4号館12階 共用第1208特別会議室
- 3 出席者

【委員】

樋口委員長、深尾委員長代理、縣委員、安部委員、川本委員、北村委員、西郷委員、竹原委員、椿委員、津谷委員、中村委員、廣松委員

【統計委員会運営規則第3条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長等》

内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査統計審議官、国土交通省大臣官房審議官（情報政策担当）、日本銀行調査統計局審議役、東京都総務局統計部長

【事務局等】

石田内閣府副大臣、西川内閣府大臣官房総括審議官、乾内閣府大臣官房統計委員会担当室長、杉山内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、伊藤総務省政策統括官（統計基準担当）、千野総務省政策統括官付統計企画管理官

4 議事

- (1) 専門委員の発令等について
- (2) 諮問第41号「小売物価統計調査の変更及び全国物価統計調査の中止並びに小売物価統計の指定の変更及び全国物価統計の指定の解除について」
- (3) 部会の審議状況について（報告）
- (4) その他

5 議事録

○樋口委員長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第51回「統計委員会」を開催させていただきます。

本日は、白波瀬委員が所用のため、欠席でございます。

それでは、議事に入る前に、本日は、内閣府の石田副大臣に御出席いただいております。お忙しいところ、どうもありがとうございます。

会議の開催に当たりまして、石田副大臣から御挨拶をいただきたいと思っております。

お願いします。

○石田内閣府副大臣 御紹介をいただきました、内閣府副大臣の石田勝之と申します。

統計委員会を担当しております副大臣として、一言御挨拶を述べさせていただきたいと存じます。

統計委員会におかれましては、第3期の委員の皆さん方が任命され、委員長に慶應義塾大学の樋口教授が選出されております。

委員の皆様方におかれましては、新たな体制の下、引き続き積極的に委員会及び部会に御出席をいただき、精力的に御審議を、まずもってお願いを申し上げる次第でございます。

私が副大臣として担当する業務は、大変広範多岐に及んでおりまして、分けても喫緊の課題といたしましては、成長戦略と財政再建の両立をいかに図っていくか。そして、日本経済の再生をどうやっていくか、こういうことを担当いたしておるわけでございまして、そういう日本の社会経済の再生のために、欠くことのできないのが、この実態を把握している統計データであるというふうに思っております。そのような意味合いから、統計委員会の役割は、極めて重要なものがあるというふうに思っております。

委員の皆様方におかれましては、日本の再生に資するべく、社会の情報基盤としての統計がより一層充実するように、引き続き御尽力をいただきまして、私の挨拶とさせていただきたいと存じます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○樋口委員長 どうもありがとうございました。それでは、公務のため、石田内閣府副大臣は、ここで御退席いただきます。今後とも統計委員会をよろしくお願いいたします。

(石田内閣府副大臣退室)

○樋口委員長 それでは、前回の統計委員会におかれまして、委員に就任されました先生方から御挨拶いただきます。

当日、御欠席なさいました川本委員から、本日、御出席しておりますので、御挨拶いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○川本委員 川本です。よろしくお願いいたします。

○樋口委員長 ありがとうございます。なお、オブザーバーとして出席いただいております、各府省におかれましては、人事異動がございました。これに伴いまして、新たな着席いただいております、国土交通省の小橋大臣官房審議官（情報政策担当）からお話をいただければと思います。自己紹介、よろしくお願いいたします。

○小橋国土交通省大臣官房審議官 小橋でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○樋口委員長 ありがとうございます。それでは、議事に入る前、本日、用意されております資料について、事務局から簡単に説明をお願いいたします。

○内閣府統計委員会担当室長 それでは、議事と資料を確認させていただきますが、まず、議事の1ですけれども、本日、諮問に予定されている統計調査の審議に御協力いただく専門委員の任命等について、資料1と2で説明させていただきたいと思っております。

次に、議事の2で、「小売物価統計調査の変更及び全国物価統計調査の中止及び小売物価統計の指定の変更及び全国物価統計の指定の解除について」の諮問がなされる予定でございしますが、こちらは資料3で行いたいと思っております。

議事の3は、「労働力調査、就業構造調査の変更について」の審議状況ですが、これは資料4によって報告させていただく予定でございます。

最後に(4)その他で報告事項がございます。よろしくお願いいたします。

○樋口委員長 それでは、議事次第に従いまして、議事を進めてまいりたいと思います。

まず、統計委員会専門委員の発令等につきまして、まず、資料1のとおり、議事の(2)にて諮問される予定でございます、「小売物価統計調査の変更及び全国物価統計調査の中止並びに小売物価統計の指定の変更及び全国物価統計の指定の解除について」御審議いただくために、御参加いただければと考えております、岩下真理専門委員、重川純子専門委員、渡辺努専門委員を、本日、11月18日付で任命したいと考えております。

また、部会の所属する専門委員につきまして、資料2のとおりとしたいと考えておりますが、よろしくお願いいたします。

それでは(2)の議事に入ります。諮問第41号「小売物価統計調査の変更及び全国物価統計調査の中止並びに小売物価統計の指定の変更及び全国物価統計の指定の解除について」でございます。

まず、総務省から説明をお願いします。

○中川総務省政策統括官付審査官 総務省です。それでは、説明させていただきます。資料3を御覧いただきたいと思っております。

まず、1枚おめくりいただきまして、諮問の概要のところには3行端的に書いてありますが、全国物価統計調査で把握する主要な調査内容を小売物価統計調査に追加することとし、全国物価統計調査を中止する。このことを踏まえて、小売物価統計の目的に全国物価統計の目的を追加した上で、全国物価統計の基幹統計として指定を解除する。

要するに全国物価統計調査の主要な調査項目を小売物価統計の方に盛り込みまして、小売物価統計を充実する。それで全国物価統計調査は廃止するという内容です。

次に、諮問の趣旨のところを御覧になっていただければと思いますが、2のところです。

現在、物価については、動向と構造という二面で調査をしています。動向というのは、小売物価統計調査、構造は全国物価統計調査です。

その下の「一方」からのところですが、物価構造については、全国物価統計調査で調査をしておりますが、これは、5年周期の調査であるということで、短期的には十分な構造分析ができないという意見があります。それと、物価構造の解明及びその結果を現行の本調査の調査品目の選定等に役立てる必要があるとの要望があります。このようなニーズに応えるということで、全国物価統計調査の調査項目を小売物価統計調査に入れ込んで、5年周期を年の周期にするものです。

具体的に申しますと、4ページのA3の縦長の表があると思っておりますので、これに沿って概要を説明したいと思います。

まず、現在ですが、小売物価統計調査につきましては、調査地区は、167の市町村です。都道府県の県庁所在地、東京都区部も含まれますが、そのほかに川崎、浜松、堺、北九州で、

東京都区部のほか 50 市です。全部で 51 か所。

それ以外の全国の市町村については、人口規模、地理的位置、それから産業的特色などによって 116 の層に分けまして、各層から 1 市町村を抽出しております。それで、116 に 51 を足しまして、167 の市町村を対象にしています。

調査対象ですが、2 万 8,000 店舗・事業所、これは有意抽出でして、品目ごとに販売数量または従業者規模等の大きい店舗を選定しております。

それから、2 万 5,000 世帯、これは民営借家家賃調査の調査対象世帯です。

報告事項につきましては、具体的には食パンとか家賃とか大学の授業料等 530 の品目を調査しております。これについては、家計の消費支出総額の 1 万分の 1 以上という目安で調査をしております。

これは、毎月調査です。経費は 6 億 7,000 万円です。

それから、右側の全国物価統計調査ですが、これは、調査地域が 673 の市町村です。人口 10 万人以上の市については、263 市すべて、それから人口 10 万未満の市及び町村については、経済圏、人口規模によって層化をしまして、410 の市町村を抽出しております。全部で 673 市町村です。

この調査は、5 年周期で調査をしてきています。直近では、平成 19 年です。

調査対象ですが、これは、20 万 5,000 店舗・事業所。そのうちの小売店舗については 13 万 7,000 で、売場面積 1,000 平方以上の大規模店舗は全数調査で 1 万 2,000 店舗です。それから、売場面積の 1,000 平方未満の小規模店舗については、店舗区分によって層化をしまして、12 万 5,000 の店舗を抽出しております。

そのほかの 6 万 8,000 店舗については、飲食店、サービス事業所ですとか、ホテル、旅館、ゴルフ場、通信販売です。それで、合計 20 万 5,000 店舗です。

報告事項につきましては、17 年基準の消費者物価指数に占めるウエートが 1 万分の 10 以上の品目を選定しております。180 の品目です。

経費については、前回平成 19 年ですが、3 億 4,000 万円、1 年にしますと、約 6,800 万円になります。この調査のうちの全国物価の分を小売物価に盛り込むということで、下半分の方を御覧になっていただければと思います。まず、動向編については、現在の小売物価統計調査をそのまま継続いたします。

それから、新たに追加する内容の①ですが、地域別価格差、これは奇数月を対象に調査をする。それから、調査地域につきましては、動向編というのは、小売物価統計調査ですが、これは 167 の市町村がありますが、それ以外に、今回追加をするのが 88 市を追加したいと。都道府県別において、人口が 50%をカバーすることを目標に追加をしていきたい。

それから、調査対象については 500 店舗、品目については 56 品目の価格を調査する。これについては、基準は①～④まで書いてあります。

地域別価格差というのは、小売物価統計調査でも調査をしていますので、現在の小売物価統計調査のデータと新たに追加するデータと併せまして、年平均値を、今まで 5 年に 1

回から毎年1回に公表すると。

2番目の店舗形態別価格差ですが、これは、偶数月の調査を予定しています。対象地域は道府県の県庁所在地46市です。なお書きであります。東京都区部については、既にデータが得られていることから除外をしております。対象は、約1,000店舗。

報告事項については、9品目の価格を予定しております。これについても、現在の小売物価統計調査のデータと併せることができますので、併せた上で、今まで5年に1回だったのを、年平均を年1回公表するというように改めたいと。

3番目の銘柄別価格差ですが、これは偶数月を対象にしています。これは、小売物価統計調査では調査をしておりませんでした。全国物価統計調査で行っていた調査です。

調査地域については、東京都区部を対象にしています。消費流通における変化に最も敏感であるためということで想定をしております。15店舗程度、それから9品目の価格を予定しています。これについても、年平均を出しまして、年1回公表するという予定にしております。

3ページに戻っていただければと思います。3ページの3の中止後の措置等のところの(2)に、通信販売価格編というのがあります。これは、全国物価統計調査では、通信販売価格編として24品目について調査していました。

これについては、1世帯当たり1か月間の支出割合、これは全国消費実態調査の結果ですが、通信販売の割合が3.3%と非常に小さいということで、今回の計画では、通信販売価格については、把握しないという計画になっております。

一番下ですが、小売物価統計の指定のところですが、今、言いましたように、全国物価統計調査の調査項目を小売物価統計に入れて、小売物価統計を充実させるということで、その変更後の小売物価統計の名称については、従前のままとするという申請になっております。

もう一度、4ページを御覧になっていただければと思います。A3の縦長ですが、計画全体は、今のようなことですが、一番下に経費が書いてあります。動向編が6億7,000万、これは従来の小売物価です。

それで、構造編が4,000万から5,000万、1年当たりになりますと、6,800万円かかっていますので、大体2,000万の合理化減を予定しているということです。

ニーズとしては、5年周期ではデータとしては不十分だということですので、今回、周期を1年にするということですので、当然、調査対象ですとか、調査品目については、データとしては少なくなっております。それでニーズに応えるためにも、こういった変更を行っています。

諮問の概要は、以上です。

○樋口委員長 ありがとうございます。本件は、サービス統計・企業統計部会で御審議いただくということになるかと思いますが、この段階で、特段、御質問、御意見がございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。政策決定に使われている非常に重要な統計ですので、慎重に御審議いただければというふうに思います。

それでは、ただいま申し上げましたように、本件につきましては、サービス統計・企業統計部会で御審議いただき、その結果を、本委員会に御報告いただくということにしたいと思えます。

廣松部会長、よろしくお願ひいたします。

それでは、次の議事に移ります。

人口・社会統計部会に付議されております、または審議されておりました労働力調査、就業構造基本調査の状況につきまして、津谷部会長から、御報告をお願いいたします。

○津谷委員 それでは、人口・社会統計部会の審議状況につきまして、御報告いたします。

資料4の「人口・社会統計部会の審議状況について（報告）」を御覧ください。

労働力調査、以下、労調と略称いたします。それと、就業構造基本調査、以下、就調と略称いたします。

この2つの変更等につきましては、先月、10月21日金曜日の統計委員会において諮問され、その後、11月1日火曜日に第1回目の部会を開催いたしました。

まず、10月21日の統計委員会において、委員の改選により、人口・社会統計部会に所属する委員の変更が行われましたので、これに伴い、部会長代理として廣松委員を指名いたしました。

次に、総務省統計審査官室から労調及び就調の今回の諮問の概要説明が行われました。そして、その後、調査実施者である総務省統計局から補足説明が行われました。

次に、個別の論点の審議について御説明をいたします。この個別の論議の審議を行ったわけですが、なお、部会審議に当たりまして、今回の労調及び就調の変更計画を見ますと、共通の視点による調査事項の変更、例えば就業と育児、介護等との関係の分析、非正規雇用の実態把握等の観点からの調査事項の追加などが予定されている部分でございます。

このため、効率的に審議を行うため、労調と就調について共通する変更部分につきましては、調査ごとに審議を行うのではなく、調査事項ごとに、両調査横断的な形で同時に審議を行うという形を取っております。

第1回目の部会におきましては、調査事項の変更等の一部について審議を行いました。

具体的には、資料4の1ページ、中段のア「公的統計の整備に関する基本的な計画」を踏まえた変更等としまして、少子高齢化等の進展やワーク・ライフ・バランス等への対応関係、そして、実労働時間のより適切な把握関係、そして、有期雇用契約期間の実態把握関係、この3つに係る調査事項の変更等について、また、2枚おめくりいただきまして、4ページ、中段のイ、統計法施行状況に関する審議結果を踏まえた変更等としまして、非正規雇用の実態把握関係に係る調査事項の変更等について審議を行いました。

それでは、審議結果の概要につきまして、ポイントを絞って御説明いたします。

まず、アの「公的統計の整備に関する基本的な計画」を踏まえた変更等についてござ

います。以下、基本計画と略称させていただきます。

これに関する変更のうち、(ア)の少子高齢化等の進展やワーク・ライフ・バランス等に対応した統計の整備についてです。

基本計画におきましては、就業、括弧書きで、就職及び離職の状況。就業抑制要因などと、結婚、出産、子育て、介護等との関係をより詳しく分析する観点から、関係する統計調査において、必要な事項の追加等について検討することとされておりまして、これに係る調査事項の変更等について審議を行いました。

その結果、次の2点について、調査実施部局である統計局において再度整理を行うこととされ、次回部会で再度審議することとされました。これら以外の変更案につきましては、適当とされました。

まず、第1点目ですが、就調の調査事項のうち、「C3 前職の離職理由を尋ねる調査事項」の選択肢についてです。

2 ページ目の2つ目の○を御覧ください。収入が少なかったと労働条件が悪かった、この2つの選択肢を労働条件が悪かったため（収入が少なかったなど）と統合するという変更案につきまして、労働条件が悪かったことにも収入が少なかったこと以外の内容が含まれていると考えられるなどの御意見から、質問の趣旨や選択肢の軽重等を踏まえ、統合理由を再整理することとされました。

第2点目でございますが、そのすぐ下の○を御覧ください。同じく就調のEですが、育児・介護の状況を把握する調査事項を新たに設けるということについてです。

1つ目の調査事項で、ふだん育児（又は家族の介護）をしていますの「ふだん」と聞いております。これに続く調査事項では、この1年間に育児休業または介護休業などの制度を利用しましたかと、この1年間という形で質問がなされております。

こうした質問の設定方法でありますと「ふだん」の期間が、この1年間に引きずられるのではないかとというような御意見などが出されましたことから、この「ふだん」とこの1年間の整合性について再整理をすることとされました。

次に(イ)の社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備（実労働時間のより適切な把握関係）についての変更でございます。

資料の3 ページの上段を御覧ください。

基本計画におきましては、実労働時間のより適切な把握の観点から、世帯に対する雇用労働関係の統計調査において、ILO の国際基準も踏まえた上で、調査事項の見直しについて検討することとされており、これに係る調査事項の変更等について審議をいたしました。

具体的には、労調の基礎調査票、これは毎月使用する調査票でございますけれども、これにおいて、現在、月末1週間の就労時間を把握しております。これに新たに⑧の月末1週間の就業日数と⑨の月間就業日数を追加することとしているものです。

これによりまして、ILO の国際基準で求められている年ベースの総実労働時間を把握することができるようになり、また、労働時間に関するより詳細な分析に資するものである

ことなどから、変更案は適当とされました。

続きまして（ウ）の社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備の有期雇用契約期間の実態把握関係についてでございます。

資料は、同じ3ページの下段でございます。

基本計画におきましては、労調等の雇用労働関係の調査におきまして、有期雇用契約期間の実態把握のため、調査事項の改善について検討することとされております。これに係る調査事項の変更等について、ここで審議を行いました。

資料4ページの1つ目の○のところを御覧ください。具体的には、就調にA1の3、雇用契約期間の定めがあるかどうか、つまり雇用契約期間の有無、そして、1回当たりの雇用契約期間に係る調査事項を追加することとしております。

このうち、1回当たりの雇用契約期間に係る選択肢について、1か月未満、1か月以上1年以下、1年超3年以下、3年超5年以下、その他とありますが、他省の既存の統計調査の結果を勘案しますと、1か月以上1年以下に回答が集中することが想定されます。このことから、他府省等が実施している雇用契約期間に係る調査結果を踏まえて、再度検討整備することとされました。

次に、統計法施行状況に関する審議結果を踏まえた変更等でございます。

資料4ページのイを御覧ください。

労調の特定調査票、これは、2年目の2か月目の調査対象世帯に対する調査のみで使用する調査票でございますが、そこに「A4 非正規雇用に就いた理由」の調査事項を新たに追加することとしております。

審議の結果、これは統計委員会における統計法施行状況に関する審議結果を踏まえたものでございまして、また、不本意型を含む、非正規雇用関係の把握を充実させるための変更であるということ等から適当とされました。

最後に、今後の予定でございますが、11月21日、来週の月曜日に開催予定の第2回目の部会、そして、来月、12月9日金曜日に開催予定の第3回目の部会において引き続き審議を行い、来年1月10日火曜日に開催予定の第4回目の部会におきまして、答申案をとりまとめる予定としております。

以上が、労調及び就調に係る第1回目の人口・社会統計部会の審議結果の概要でございます。

○樋口委員長 ありがとうございました。ただいまの御報告について、御質問は、いかがでしょうか。

それでは、4ページの、先ほど御説明いただいたイの○のところにあります育児と介護の、この1つの選択肢とされている、これは育児 or 介護というふうになっているところを2つに分けられないかというのを御議論いただいたということですが、全体のバランスからやむを得ないという判断をなさったということですが、これは分けることは難しいということなんですか。

○津谷委員 1つは、設問の場所やスペースその他の理由で、これを分けられないのは、やむを得ないのではないかと思います。ただ、選択肢をできる限りストレートにすることは必要であり、先生が指摘されるように、育児と介護では状況が違いますので、できれば、そのような重複がない形にした方が良いという意見も出たように記憶をしております。これについては審議の途中ですので、今回の委員長の御意見を踏まえ、第2回目以降の部会でこれについて諮らせていただきたいと思います。

○樋口委員長 ありがとうございます。法的な扱いも違っておりますので、この2つ、御検討いただけたらと思います。

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、津谷部会長を始め、人口・社会統計部会、今後も引き続き御審議のほど、よろしく願いいたします。

それでは、次の議題、続きまして、震災に関連した統計の対応状況についてですが、前回の統計委員会におきまして、震災の影響による集計方法の変更や、変更した場合の公表方法、対前年同月比の扱い、調査の復旧状況、年次推計に向けた補完等の考え方等について、情報を把握して、委員会で報告していただけるようお願いしてきたところでございます。

総務省政策統括官において、これを実施していただいておりますので、この点について、御報告をお願いいたします。

○千野総務省政策統括官付統計企画管理官 それでは、参考1を御覧いただきたいと思います。

この資料は、主な基幹統計調査、それから一般統計調査等の中から月次または四半期で調査、公表されている統計調査、併せて34の統計調査等の状況について、11月現在でとりまとめたものです。

表のはじめに、全体がどういう状況かということが記載されておまして、34の調査等の中で、震災によって特別な措置を講じている調査等が18、通常どおり、調査・公表を実施している調査等が16ございました。これらの調査等を合わせると、34となります。

震災により調査・公表に当たって講じた特別な措置の内容が大きく3つございますが、対前年同月・前月比等の公表に当たって、特別な措置を講じている調査等が延べ16ございました。

次に、調査票の回収が、現在困難となっている調査は、延べ7調査でございます。

続いて、年次結果において、特別な措置を実施予定または検討中が5調査等となっております。

続きまして、以下の表の中から、主な統計調査等についてかいつまんで御説明したいと思います。

1ページは、内閣府ですが、最初でございます国民経済計算につきましては、集計結果への影響の欄にございますように、警察庁発表資料等を用いて推計方法を変更しており、

その変更内容につきましては、事前及び計数発表時に公表しております。

1枚めくっていただきまして、2ページ目には、総務省の調査が並んでございます。この中で、最初でございます、労働力調査につきましては、被災3県の調査を一時中断しており、公表の際には、この3県を除く全国値を公表し、更に過去に遡及して集計した数値につきましても参考値として公表いたしました。

一番右の欄ですが、年平均につきましては、今のところ3県を除く全国結果ということで公表を予定しております、更に過去に遡って集計した参考値として公表する予定です。

また、併せて、3県分の補完的推計についても、現在検討中ということでございます。その他の総務省の調査につきましては、御覧のとおりです。

続きまして、3ページですが、一番下に財務省がございまして、法人企業統計調査につきましては、調査への影響としては一部の会社に対して、調査票の発送を6月まで見合わせました。次に、集計結果への影響ですが、まず、速報値として公表した後、追加で回収いたしました調査票を併せて再集計し、7月に確報値として公表しております。

右の欄、年次推計の考え方ですが、法人企業統計調査については、年次別調査が別途ございますので、四半期調査の方では特別な推計や集計は行っていないとのことです。

続きまして、4ページを御覧いただきたいと思います。厚生労働省の調査統計がございしますが、この中の3つ目に毎月勤労統計調査がございします。

この調査も、一部の地域において調査を中止いたしましたが、真ん中の欄、集計結果への影響について、影響が軽微ということで、従来どおりの方法で集計・公表しており、併せて集計の取扱いや結果への影響についてとりまとめて公表しております。

一番右の欄、年次推計の考え方については、補完を行うかどうかも含めて、現在、取扱いを検討中ということでございます。

続きまして、5ページですが、農林水産省の統計調査では、木材統計が一部客体、調査対象からの調査票の収集は困難となっておりました。

集計への影響ですが、その県を除いて集計してございまして、その県を除いた数字につきましては、過去にさかのぼって遡及集計した数字を併せて参考値として併記してございます。

一番右の欄、年次推計の補完の考え方ですが、欠落している月の補完の在り方について、現在検討中ということでございます。

ただし、年計値につきましては、年次調査がございしますので、そちらで明らかになるということです。

その下に、経済産業省がございします。生産動態統計につきましては、一部調査対象からの調査票の収集が困難となっておりましたが、集計結果への影響のところでございますが、被災地の対象事業所に対しまして、電話で状況を確認し、必要な情報を収集を行うことで、通常どおり集計して公表するという事になってございます。

続きまして、6ページの一番下にもう一つ経済産業省の統計調査で、第3次産業活動指

数がございますが、この調査につきましては、集計結果への影響としては、2月から9月分の指数作成に当たって、欠落したデータの補完、それから、IR情報等を活用して、推計方法の見直し等の対応を行っております。

右の欄、年次推計の考え方ですが、採用データの確報値への訂正等があれば、それを用いて年間補正作業において再集計を行う予定でございます。

7ページ、国土交通省の統計については、おおむね影響なしということでございます。

その下、日本銀行がございまして、全国企業短期経済観測調査、いわゆる日銀短観については、3月調査時に一部客体からの調査票の収集が困難となったということですが、集計結果への影響については、通常の方法で欠測値の補完を行って、従来どおり公表したということでございます。

以上、影響等のポイントです。説明は、以上です。

○樋口委員長 ありがとうございます。何か御質問はございますでしょうか。

大分調査自身は復旧して、ほとんどもう実施されているということだと思いますが、今後は、年次推計のところでありましたように、検討するという項目が多かったので、そのことも含めまして、今後、情報提供をよろしくお願いいたします。

本日の議題は、以上でございます。

最後に、次回の日程につきまして、事務局から連絡をお願いします。

○内閣府統計委員会担当室長 次回の委員会は、12月16日金曜日、今度は午後1時から、本日と同様に、この会議室で開催することにいたします。詳細につきましては、別途御連絡いたします。

○樋口委員長 以上をもちまして、第51回の統計委員会は終了いたします。